

マイクロチップ装着・登録の義務化に係る 自治体向け Q & A の発出について (3)

本件について令和4年7月12日付で改訂版(第4版)が環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から各都道府県(政令市を含む)あてに発出されたので紹介する。

マイクロチップの装着等の義務化に係る 自治体向け Q&A (狂犬病予防法の特例に係るものを除く)

令和3年12月1日 第1版
令和4年1月19日 第2版
令和4年5月30日 第3版
令和4年7月12日 第4版

※下線部は、第3版から追記した部分です。

目次

1 犬猫等販売業者への対応について

- 1-① 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合には、生後90日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。
- 1-② 管内のブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体についても、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければならないのですか。
- 1-③ ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 1-④ 犬猫等販売業者が取得した繁殖の用に供することをやめた犬又は猫については、マイクロチップ装着義務の対象外として考えてよいですか。
- 1-⑤ 法施行規則第21条の4第3項第2号に基づき、獣医師の診断の下、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとしてマイクロチップを装着しなかった場合、当該犬又は猫にマイクロチップを装着するまで販売することはできませんか。
- 1-⑥ 同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が

移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。

1-⑦ 犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。

1-⑧ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。

(例：譲渡猫カフェ第1種：展示第2種：譲渡し)

1-⑨ 輸入した犬又は猫に国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合しないマイクロチップが装着されていた場合に、当該規格に適合したマイクロチップを再度装着し直す必要がありますか。

1-⑩ 法附則第5条第1項に基づく登録を受けなかった犬猫等販売業者に対して罰則はありますか。

1-⑪ 飼養施設を持たず、犬又は猫を一時的に保管する取次販売の場合、取次店を所有者として変更登録を受ける必要がありますか。

2 住民への対応について

2-① 法第39条の9に規定されている都道府県等による所有者への指導及び助言(努力義務)について、具体的にはどのようなことを想定していますか。

2-② 民間登録団体が個別に行っているマイクロチップ登録事業で登録を受けている犬の所有者が市町村(特別区を含む、以下同じ。)の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。

2-③ 犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

2-④ 同居している家族間で所有者に変更が生じた場合であっても、変更登録の申請が必要になるのでしょうか。例えば、同居している親から子供に所有者を変更した場合が該当します。

3 市町村の事務について

- 3-① 狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要はありますか。
- 3-② マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。
- 3-③ 環境省及び指定登録機関が構築しているシステムで、どのような情報が閲覧できますか。
- 3-④ 動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に手数料の減免はされますか。
- 3-⑤ 動物愛護管理センターや保健所で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されており、情報登録もされていますが、所有者を特定することができませんでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときどのように対応すればよいですか。
- 3-⑥ 動物愛護管理センターや保健所で犬又は猫を引き取る際にマイクロチップ登録証明書を提出させる必要はありますか。
- 3-⑦ 路上で死亡した犬又は猫が回収された場合に、リーダーでマイクロチップの識別番号を読み取り、登録者に連絡する必要がありますか。また、システムから死3亡等の届出をする必要がありますか。
- 3-⑧ 引き取った犬又は猫からマイクロチップの識別番号を読み取った場合、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索する必要がありますか。
- 3-⑨ 動物愛護管理センター業務を業者に委託している場合、委託先がシステムを利用するためには、どのような手続が必要ですか。

4 条文の解釈について

- 4-① 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。
- 4-② ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。
- 4-③ 犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。

- 4-④ 令和4年6月1日の法施行日前に民間登録団体が実施しているマイクロチップ登録制度に登録された犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。
- 4-⑤ 法施行規則第21条の5第4項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」とは、具体的にどのようなものになりますか。
- 4-⑥ マイクロチップ装着証明書や登録申請事項である「犬又は猫の特徴となるべき事項」とは、どのような情報になりますか。
- 4-⑦ 法施行規則第21条の10第3項の「登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。
- 4-⑧ やむを得ない事由により装着されたマイクロチップを取り外した後に、再度マイクロチップを装着する場合に、登録手数料を納付する必要がありますか。
- 4-⑨ 犬又は猫の繁殖から販売に至る過程で、競りあっせん業者を介することがあると考えられます。この場合、競りあっせん業者は変更登録を受ける義務は生じないということでしょうか。
- 4-⑩ 米軍人にもマイクロチップ装着義務や登録義務に係る法の規定が適用されるのですか。

5 その他

- 5-① 本制度のデータベースに保存されている情報とマイナンバーカード等に記録されている住民情報を紐付ける予定はありますか。
- 5-② 令和4年6月1日の法施行日前に犬又は猫に装着されたマイクロチップの識別番号と法施行日以後に装着されるマイクロチップの識別番号の使い分けをしますか。
- 5-③ マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村に配布する予定はありますか。
- 5-④ マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村が購入する場合、どのようなものを購入したらよいでしょうか。
- 5-⑤ 本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。
- 5-⑥ 民間登録団体が実施している登録事業では、犬猫等販売業者が犬又は猫の販売時に飼い主に代わって登録申請の手続をしていました。環境省の登録制度でも同様の運用ができないのでしょうか。
- 5-⑦ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

5-⑧ 新しい所有者が変更登録を受けた場合に、前の所有者に対しても通知（メール）が届くのですか。

5-⑨ 登録、変更登録の手数料300円（紙申請による場合は1,000円）の算定根拠を教えてください。

1 犬猫等販売業者への対応について

1-① 管内のブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合に、生後90日を経過していないことを理由に当該ブリーダーやペットショップに対してマイクロチップを装着しないで販売させることはできますか。

(答)

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第39条の2第1項に規定されているとおり、生後90日以内に販売する場合においても、ブリーダーやペットショップに対して販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければなりません。

例：57日齢で販売（譲渡し）をする場合には、57日齢までにマイクロチップを装着させる。

1-② 管内のブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している販売用の犬又は猫でマイクロチップ未装着の個体についても、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着させなければならないのですか。

(答)

○ 法施行日以降に、ブリーダーからペットショップに当該犬又は猫が販売される場合は、当該犬又は猫を購入したペットショップがマイクロチップを装着する義務を負います。

○ 法施行日以降に、ペットショップから一般の方に当該犬又は猫が販売される場合は、当該犬又は猫を購入した一般の方がマイクロチップを装着する努力義務を負います。

1-③ ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要があるのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

○ 法第39条の2第1項は、法施行日以後に犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着を義務付ける規定です。

○ 法第39条の2第1項の対象ではありませんが、法施行日前から犬猫等販売業者が所有している犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）に対してもマイクロチップの装着に努めるよう「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」の附則第4条に規定しました。

○ 管内の犬猫等販売業者から問合せがあった際には、法施行日前から所有している犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）に対して当該犬又は猫の子の譲渡の日までにマイクロチップの装着に努めるよう案内をしてください。

1-④ 犬猫等販売業者が取得した繁殖の用に供することをやめた犬又は猫については、マイクロチップ装着義務の対象外として考えてよいですか。

(答)

○ 繁殖の用に供することをやめた犬又は猫であっても、販売の用に供する場合には、マイクロチップ装着義務の対象になります。

○ また、仮に譲渡す側が繁殖の用に供することをやめた犬又は猫として譲渡したとしても、取得した犬猫等販売業者が飼養管理基準の範囲内で繁殖の用に供するために取得したのであれば、装着義務の対象となります。

○ なお、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を含め犬猫等販売業者の個人のペットとして犬又は猫を飼養する場合には、その個人として変更登録を受ける必要があります。

1-⑤ 法施行規則第21条の4第3項第2号に基づき、獣医師の診断の下、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとしてマイクロチップを装着しなかった場合、当該犬又は猫にマイクロチップを装着するまで販売することはできませんか。

(答)

○ 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあると獣医師が診断した場合には、マイクロチップ

プを装着する必要はありません。したがって、その場合には、マイクロチップを装着せずに販売することを妨げることはできません。

- ただし、都道府県等の指導監督の際に証明できるもの（診断書等）が必要だと考えられます。
- また、犬猫等販売業者は販売時に、マイクロチップが装着されていないこと（理由等）について、犬又は猫を購入しようとする飼い主に情報の提供をしなければなりません。
- なお、健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある犬又は猫、例えばマイクロチップを装着できないほど小さい個体だと診断された犬又は猫を販売の用に供することは望ましくないと考えます。

1-⑥ 同じ犬猫等販売業者の店舗間で犬又は猫が移動する場合に、その都度、変更登録を受ける必要があるのでしょうか。

(答)

- 登録されている犬又は猫の所有者に変更がない場合には、変更登録を申請する必要はありません。つまり、通常では、各店舗はそれぞれ別の動物取扱業者として登録されていますが、別々の登録であっても店舗間の移動が所有者の変更を伴うものでなければ、「変更登録」を受ける必要はありません。店舗間の移動が所有者の変更を伴う場合は、「変更登録」を受ける必要があります。
- なお、犬又は猫の「所在地」が変わる場合には、登録事項の変更の届出が必要となります。この場合は、「所有者」が変わる際に行う変更登録とは異なり、手数料は発生しません。

1-⑦ 犬猫等販売業者以外の者が所有する犬又は猫が子犬子猫を生み、その子犬子猫を販売するために犬猫等販売業者になった場合に、マイクロチップの装着義務は生じますか。

(答)

- 第1種動物取扱業（犬猫等販売業）の登録日を犬又は猫の取得日としてマイクロチップの装着義務が生じると考えられます。その場合、所有している繁殖用及び販売用の犬又は猫が対象になります。

**1-⑧ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者かつ第二種動物取扱業者の場合、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、どちらで申請すればよいでしょうか。
(例：譲渡猫カフェ第1種：展示第2種：譲渡し)**

(答)

- 取得した犬又は猫を扱っている業種を選択する必要があります。
- 取得した犬又は猫を2業種で扱っている場合には、第1種動物取扱業が犬猫等販売業であれば、登録申請事項である「動物取扱業の種別」は、第1種動物取扱業で申請するように案内をしてください。犬猫等販売業以外であれば、任意の申請事項で構いません。

1-⑨ 輸入した犬又は猫に国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合しないマイクロチップが装着されていた場合に、当該規格に適合したマイクロチップを再度装着し直す必要がありますか。

(答)

- 国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合したマイクロチップを装着し、環境省の登録システムから登録を受ける必要があります。規格外のマイクロチップでは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録できません。

1-⑩ 法附則第5条第1項に基づく登録を受けなかった犬猫等販売業者に対して罰則はありますか。

(答)

- 法施行日前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者が令和4年6月30日までに登録をしなかった場合でも罰則はありません。
- ただし、登録を受けていないことが判明した場合には直ちに登録の手続を指導してください。

1-⑪ 飼養施設を持たず、犬又は猫を一時的に保管する取次販売の場合、取次店を所有者として変更登録を受ける必要がありますか。

(答)

- 所有者が変更となる場合には、変更登録を受け

なければなりません。つまり、仕入れた者から所有権の移転が生じる場合には取次店であっても変更登録を受けなければなりません。

2 住民への対応について

2-① 法第39条の9に規定されている都道府県等による所有者への指導及び助言（努力義務）について、具体的にはどのようなことを想定していますか。

(答)

- 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に関する普及啓発に努めてください。具体的にはポスター掲示やリーフレットの配布です
- 犬又は猫の所有者がマイクロチップの装着から登録等の一連の手続を適切に行うことができるよう、動物取扱業者や飼い主に対して必要な助言や指導に努めてください。
- 引取った犬猫を譲渡する際は、可能な限りマイクロチップの装着と登録が促進されるよう、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」に沿った取組をお願いします。

2-② 民間登録団体が個別に行っているマイクロチップ登録事業で登録を受けている犬の所有者が市町村（特別区を含む、以下同じ。）の窓口を訪問した際に、何か案内をすることはありますか。

(答)

- 法施行前に、民間登録団体が運営するマイクロチップ登録事業に登録された犬又は猫の所有者は、所有者が希望すれば、環境大臣の登録を受けることができます。登録の方法については、指定登録機関に問合せいただくよう案内をしてください。
- なお、令和4年6月1日以降も民間登録団体がマイクロチップの登録事業を独自に行うことは妨げられるものではありません。

※法に基づくマイクロチップの登録制度は、民間登録団体が実施している登録事業とは異なるものであり、データが自動的に移行されることはありません。

2-③ 犬又は猫の所有者からマイクロチップの情報登録に関する手数料の支払方法について問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- オンライン申請の場合には、クレジットカードや2次元バーコードによる決済（PayPay）により支払います。
- 紙申請の場合には、銀行振り込み又はコンビニ決済により支払います。この場合、決済手数料は登録者の負担になります。

2-④ 同居している家族間で所有者に変更が生じた場合であっても、変更登録の申請が必要になるのでしょうか。例えば、同居している親から子供に所有者を変更した場合が該当します。

(答)

- 所有者を変更する場合には変更登録の申請が必要です。その場合、手数料を納付することになります。

3 自治体の事務について

3-① 狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、市町村から指定登録機関に連絡する必要はありますか。

(答)

- 各市町村が管理している狂犬病予防法の犬の原簿内容を変更、修正等した場合に、指定登録機関へ連絡する必要はありません。

3-② マイクロチップの登録手数料を支払った所有者に対しては、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料を徴収することはできないのですか。

(答)

- 法第39条の25に基づくマイクロチップの登録手数料は、条例に基づき市町村が徴収している狂犬病予防法の犬の登録手数料とは異なります。
- したがって、マイクロチップの登録手数料を支払ったことを根拠に、条例に基づく狂犬病予防法の犬の登録手数料が徴収できないことはありません。

3-③ 環境省及び指定登録機関が構築しているシステムで、どのような情報が閲覧できますか。

(答)

- 指定登録機関がシステムの操作に関するマニュアルを公開しているので御確認ください。システムログイン後の「ダウンロード」ページにマニュアルが掲載されています。
- 都道府県及び政令指定都市（一部中核市を含む。）は、システムの「飼養管理基準超過情報の検索」や「所有者別の検索」により情報の検索が可能です。
- 市町村は、システムの「逸走情報の検索」や「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索（法第39条の7に基づく「求め」をする市町村に限る。）」により情報の検索が可能です。

3-④ 動物愛護管理センター等で引取りをした犬又は猫にマイクロチップを装着して指定登録機関の登録を受けた場合に手数料の減免はされますか。

(答)

- 動物愛護管理センター等の行政機関が登録等を受けた場合であっても手数料を支払う必要があります。
- クレジットカードや2次元バーコードによる決済が難しいと想定されるため、指定登録機関への手数料の支払いは後払い（月1回の請求書払い）で行うことができます。

3-⑤ 動物愛護管理センターや保健所で引取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されており、情報登録もされていますが、所有者を特定することができませんでした。この場合、当該犬又は猫を新しい飼い主に譲渡するときどのように対応すればよいですか。

(答)

- 引取りした犬又は猫の登録情報について、システムから「無主物処理」を行い、その後「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知」をダウンロードします。
- 譲渡会場等で新しい飼い主に譲渡に関する説明をするときに、「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知（別紙1）」に記載がある「マイクロチップの識別番号」と「暗証記号」を伝え、その場で変更登録の手続をしていただきます。

- 動物愛護管理センターや保健所の職員が、新しい飼い主に代わって変更登録の手続をして、手続後に飼い主から現金で登録手数料を徴収する方法も可能です。その場合、「支払い方法の選択」画面で「○ 後払い」にチェックを入れて、手続を進めてください。徴収した手数料の指定登録機関への納付については、月1回の請求書払いで御対応いただくことになります。

3-⑥ 動物愛護管理センターや保健所で犬又は猫を引き取る際にマイクロチップ登録証明書を提出させる必要はありますか。

(答)

- 設問3-⑤のとおり、システムから「無主物処理」をすることで、新たな暗証記号等が記載された「マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知」を出力できるため、必ずしも提出させる必要はありません。
- ただし、新しい所有者が変更登録を受けた場合に、その旨がメールで届くことについて、引取りを求めた所有者から同意が得られれば、登録証明書を受け取っていただいて構いません。その場合には、新しい所有者には当該登録証明書とともに犬又は猫を譲渡し、変更登録の申請をするように促してください。新しい所有者が変更登録を受けないと、譲り渡した犬又は猫が迷子になったときに、前の所有者に連絡が行くことになります。

3-⑦ 路上で死亡した犬又は猫が回収された場合に、リーダーでマイクロチップの識別番号を読み取り、登録者に連絡する必要がありますか。また、システムから死亡等の届出をする必要がありますか。

(答)

- 法第35条第4項に規定されている所有者への返還は、生きた犬又は猫を対象にしています。したがって、死亡した犬又は猫を所有者に返還する目的で、システムから個人情報を閲覧することはできません。
- また、自治体の職員が道路上やその他様々な場所で死亡した犬又は猫のマイクロチップの識別番号を全て読み取り、システムから死亡等の届出をすることは、行政コスト上、負担が大きいものと考えられます。
- なお、法施行規則において、動物愛護管理センターなどで引取った犬又は猫の取扱いを想定し、

「動物愛護管理担当職員は登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、死亡等の届出を行うことができる。」と規定しています。

3-⑧ 引き取った犬又は猫からマイクロチップの識別番号を読み取った場合、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索する必要が生じるのでしょうか。

(答)

- 当分の間は、環境省のデータベースと民間登録団体のデータベースを検索・照会する必要があります。なお、法律上、環境省のデータベースへの登録が義務付けられているため、登録比率は徐々に上がっていくものと考えています。

3-⑨ 動物愛護管理センター業務を業者に委託している場合、委託先がシステムを利用するためには、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 各都道府県等の個人情報保護条例に基づき、適切に対応いただければ、環境省や指定登録機関に対する手続は必要ありません。

4 条文の解釈について

4-① 法では、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないとありますが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるかないかの判断は飼い主がしてよいのか問合せがあった場合にどのように答えればよいですか。

(答)

- 法第39条の4に規定されている「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましいと考えられます。
- 例えば、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されます。

4-② ペットショップから犬又は猫を購入した後、所有者が変更登録の申請を忘れてしまった場合、罰則はありますか。

(答)

- 罰則はありませんが、変更登録の申請は義務となっています。

4-③ 犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップの装着をしなかった場合に罰則はありますか。

(答)

- 法第21条第1項に基づく「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(以下「基準省令」という。)において、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着及び情報登録を、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準として新設しました(基準省令の改正)。
- これにより、当該改正の施行後は、犬猫等販売業者がマイクロチップの装着及び情報登録をしなかった場合には、基準省令違反として、勧告、命令、取消処分の対象となり、これらに関連する罰則の対象となります。
- なお、犬猫等販売業者が取得した犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合であっても環境省への報告は必要ありませんが、マイクロチップ装着に関する基準省令を遵守するよう、行政指導等の対応をお願いします。

4-④ 令和4年6月1日の法施行日前に民間登録団体が実施しているマイクロチップ登録制度に登録された犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。

(答)

- 犬猫等販売業者の所有する犬又は猫については、法附則第5条第1項に基づき、令和4年6月1日から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡の日)までに、法に基づく登録を受けなければなりません。
- 犬猫等販売業者以外の者については、法附則第5条第2項に基づき、本制度に登録することができるとされています。環境省としては、できる限り、本データベースに登録いただきたいと考えています。

- なお、令和4年6月1日の法施行日前に民間登録団体のマイクロチップ登録事業に登録された犬又は猫の所有者については、本制度データベースに登録する際の手数料は徴収されません。

4-⑤ 法施行規則第21条の5第4項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」とは、具体的にどのようなものになりますか。

(答)

- マイクロチップが装着されていることを確認した獣医師の診断書等であって、マイクロチップが装着されていることや読み取りをしたマイクロチップの識別番号が記載された書面を想定しています。
- 参考例として、別紙2を御参照ください。

4-⑥ マイクロチップ装着証明書や登録申請事項である「犬又は猫の特徴となるべき事項」とは、どのような情報になりますか。

(答)

- 狂犬病予防法施行規則第3条と同じ解釈であり、名や品種等を除く個体識別等に資する情報があれば記載することになります。

4-⑦ 法施行規則第21条の10第3項の「登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

(答)

- 動物愛護管理センター等で取り取りをした犬又は猫にマイクロチップが装着されているにも関わらず、環境省のデータベースに登録されている情報から所有者を特定できない場合や所在不明で連絡がとれない場合等を想定しています。

4-⑧ やむを得ない事由により装着されたマイクロチップを取り外した後に、再度マイクロチップを装着する場合に、登録手数料を納付する必要がありますか。

(答)

- 登録手数料を再度、納付する必要があります。

4-⑨ 犬又は猫の繁殖から販売に至る過程で、競りあっせん業者を介することがあると考えられます。この場合、競りあっせん業者は変更登録を受ける義務は生じないということによいでしょうか。

(答)

- プリーダーから競りあっせん業者（オークション業者）に対して、犬又は猫の所有権の移転はないと考えられます。よって、プリーダーによるオークションへの出品に際して、競りあっせん業者に変更登録を受ける義務は生じません。

4-⑩ 米軍人にもマイクロチップ装着義務や登録義務に係る法の規定が適用されるのですか。

(答)

- 公務執行中でない米軍人等、また、それら家族は、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除き、日本の法令が適用されます。
- つまり、法を除外する日米地位協定上の規定等はないため、米軍人等が国内のペットショップから犬又は猫を購入した場合には、変更登録を受ける義務が生じます。
- なお、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合したマイクロチップが装着された犬又は猫とともに入国した場合には、本制度のデータベースに登録することができます。
- また、入国後にマイクロチップが装着されていない犬又は猫を譲り受けた場合には、マイクロチップの装着に努めることとなります。

※参考：外務省・日米地位協定 QA

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html>

5 その他

5-① 本制度のデータベースに保存されている情報とマイナンバーカード等に記録されている住民情報を紐付ける予定はありますか。

(答)

- 現段階で他制度のデータベースに記録されている情報と紐付ける予定はありません。

5-② 令和4年6月1日の法施行日前に犬又は猫に装着されたマイクロチップの識別番号と法施行日以後に装着されるマイクロチップの識別番号の使い分けをしますか。

(答)

- 法施行日前に装着されたマイクロチップの識別番号は、法施行日以後においても引き続き使用されることとなります。
- 法施行日前に装着されたマイクロチップの識別番号は、法施行日以後に別の犬又は猫に装着されるマイクロチップの識別番号に重複して使用されることはありません。

5-③ マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村に配布する予定はありますか。

(答)

- 各市町村で読み取り器を御準備いただくよう、お願いします。
- 現在、指定登録機関が自治体等に対し読み取り器を配布することを検討していますが、具体的な配布時期、配布対象機関及び配布台数等は未定であり、また、全ての市町村に十分な台数を配布することはできない見込みです。

5-④ マイクロチップのリーダー（読み取り器）を市町村が購入する場合、どのようなものを購入したらよいでしょうか。

(答)

- 国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合したマイクロチップを読み取ることができるリーダーであればどのメーカーのリーダーを購入しても構いません。

5-⑤ 本制度に関する普及啓発資料（ポスターやチラシ）を配布する予定はありますか。

(答)

- 指定登録機関が要望に応じて配布できるよう調整します。追加の配布が必要な場合には、指定登録機関にお問合せください。
- 普及啓発資料のデータについては、環境省及び指定登録機関のホームページに公開しています。

5-⑥ 民間登録団体が実施している登録事業では、犬猫等販売業者が犬又は猫の販売時に飼い主に代わって登録申請の手続きをしていますが、環境省の登録制度でも同様の運用ができないのでしょうか。

(答)

- 報酬を受け取って、代わりに官公署への登録の申請や変更登録の申請を行うと行政書士法に違反することとなり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。
- 法律上、所有者に登録の申請等をする義務が課せられているため、所有者自身が手続きをしなければなりません。
- また、運用上、自分事として手続きいただくことで、住所変更や連絡先の変更等が生じた場合であっても、忘れずに登録事項の変更の届出を行うことにつながると考えています。

5-⑦ 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にログインして閲覧できる個人情報について、狂犬病予防注射の案内や苦情対応等に利用してもよいでしょうか。

(答)

- 「逸走情報の検索」については、引取りを受けた犬又は猫を返還するために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」については、狂犬病予防法に基づく登録等の事務に必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 「飼養管理基準超過情報の検索」については、基準省令の違反に関して勧告等をするために必要な範囲内でのみ個人情報の閲覧が可能です。
- 上記以外の目的で登録システムから個人情報の閲覧はできません。

5-⑧ 新しい所有者が変更登録を受けた場合に、前の所有者に対しても通知（メール）が届くのですか。

(答)

- 新しい所有者の変更登録が完了すると前の所有者に下記の文言とともに「変更登録日時」、「マイクロチップの識別番号」、「犬又は猫の名（前の所有者の付けた名）」が記載されたメールが届きます。
<メールの文言>

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムを

利用いただき、ありがとうございます。所有者が
〇〇様から新しい所有者へ変更されました。

5-⑨ 登録、変更登録の手数料 300 円（紙申
請による場合は 1,000 円）の算定根拠を教
えてください。

(答)

- 法第 39 条の 25 に規定されているとおり、実
費を勘案した政令で定める額となります。
- 具体的には、登録関係事務に係る年間経費を算
出し、想定される年間登録件数で除して得た額と
しています。

(別紙 1)

マイクロチップ識別番号及び暗証記号等の通知

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項本文又は同条第 3 項の規定に基
づき都道府県等が引取りを行った犬又は猫について、当該犬又は猫の新たな所有者
が以下に記載されたマイクロチップの識別番号及び暗証記号を用いて、速やかに変
更登録をするための通知になります。

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年 月 日
07. 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input checked="" type="checkbox"/> 雌(メス)

登録内容の更新は、こちらより行ってください。



<https://reg.mc.env.go.jp/>

お問い合わせ先
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

(別紙 2)

年 月 日

マイクロチップ識別番号証明書 (参考例)

下記の犬又は猫について、装着されているマイクロチップの識別番号を証明する。

確認年月日

マイクロチップの識別番号

記

1 犬又は猫の名	
2 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
3 犬又は猫の品種	
4 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)
5 マイクロチップの装着を証明した施 設名及び所在地(診療施設にあっては 獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号 に規定する開設の場所)	〒
6 マイクロチップの装着を証明した施 設の電話番号	

マイクロチップの装着を証明した獣医師の氏名

※ 当該(参考例)は、改正動物愛護管理法施行規則第 21 条の 5 第 4 項の「獣医師が発行し
たマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」を
発行する際の参考にしてください。